

「いたばしの昔ばなし」絵本等制作業務委託事業者募集要項

1 件名

「いたばしの昔ばなし」絵本等制作業務委託

2 プロポーザル方式実施の趣旨

板橋区では、区で語り継がれてきた昔話を絵本にすることにより、子どもたちが親近感や興味を持ち、学習の進展、ひいては区に郷土としての愛着を感じられるようにすることをめざしています。

絵本制作には各工程における専門的な技術や制作全般を統括するノウハウが求められることから、目的に沿い、現在の子どもたちに適した絵本を制作するため、多くの事業者から提案を求め、総合的な見地から、また、公正かつ公平な方法で事業者を選定します。

3 事業の概要

昭和53年に区教育委員会が刊行した「いたばしの昔ばなし」から4話を選定した上で、区内小中学生、特に小学校1年生から4年生までを主要な読者として再話執筆・作画し、絵本を制作します。発行した絵本は教育目的（学校教育・社会教育）で活用し、区内小中学校及び図書館を中心に配付します。

また、この絵本をタブレット端末等で読み聞かせのように鑑賞できるように、絵本の展開に合わせて朗読音声をつけたデジタルコンテンツ（動画データ）を制作し、主に区内小中学校を対象として公開します。

「いたばしの昔ばなし」について

文化財シリーズ第25集 いたばしの昔ばなし
昭和53年3月31日 板橋区教育委員会発行
173ページ 53話収録 付録ページあり

【貸出】

- ・板橋区在住・在勤・在学の方、板橋区隣接区市（豊島区・北区・練馬区・和光市・戸田市）在住の方は、板橋区立図書館で借りることができます。（利用登録が必要です。）

詳しくは、板橋区立図書館ホームページをご覧ください。

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/library/index.html>

- ・それ以外の方には、5ページ「15 問合せ先（書類提出先、質問送付先）」の窓口で貸し出します。希望する場合は事前にご連絡ください。

4 委託予定期間

契約確定日（令和5年12月1日頃予定）から令和7年3月31日まで
※契約期間は単年度とし、令和6年度の予算が議決され、かつ令和5年度の履行状況が良好な場合に令和6年度の委託契約を締結します。

【各年度の納品内容】

令和5年度 絵本の企画構成案

- ・ 4話の選定
- ・ 再話執筆者・画家の決定
- ・ 2冊のページ構成案、文章案、ラフスケッチ

令和6年度 絵本2冊組 1,000セット

電子データ（絵本、デジタルコンテンツ）

5 契約上限額

合計6,380,000円（税込）

〈内訳〉 令和5年度 2,145,000円（税込）

令和6年度 4,235,000円（税込）

※提案時には、契約上限額の範囲内で「合計金額」「年度ごとの内訳金額」を記載してください。内訳も上限額の範囲内となるようにしてください。

6 委託内容

別紙「「いたばしの昔ばなし」絵本等制作業務委託概要書」のとおり

※本業務において制作する絵本等の利用及び著作権の取扱いについても記載していますので、必ずご確認ください。

7 区が求める提案内容

7ページ「提案書記載項目」のとおり

8 参加資格要件

次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 参加者またはその役員等が以下の項目に該当しないこと。
 - ア 暴力団員等である、または暴力団員等が経営に事実上参加している。
 - イ 暴力団員等を雇用している。
 - ウ 暴力団または暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- (4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 提案金額が契約上限額の範囲内であること。内訳金額も上限額の範囲内であ

ること。

※参加者が、契約締結までの間に上記の参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失います。提案採用者となっていた場合は、その決定を取り消します。

9 参加申込手続

8の参加資格要件を満たし、本プロポーザル方式に参加を希望する場合は、下記に従い必要書類を提出してください。

(1) 提出書類・提出部数

6ページ「提出書類一覧」のとおり

※「提案書」は、7ページ「提案書記載項目」に従い作成してください。

(2) 提出期限及び提出方法

令和5年9月20日（水）17時までに（厳守）、次の提出先まで持参してください。

提出先： 板橋区役所 北館6階15番窓口 生涯学習課文化財係
9時から17時まで ※土日・祝日の提出はできません。

(3) 注意事項

○提案書の再提出及び記載内容の変更はできません。

○本プロポーザル方式への参加に要する費用は、全額参加者の負担とします。

○参加申込書提出後、本プロポーザル方式への参加を辞退する場合は、速やかに様式2「いたばしの昔ばなし」絵本等制作業務委託プロポーザル方式参加辞退届」を提出してください。

10 選定方法及び審査項目・審査基準

当該業務に最適と認められる事業者を、提案採用者として選定します。

選定は、1次審査（書類審査）、2次審査（プレゼンテーション）の2段階で実施します。

(1) 1次審査（書類審査）

① 審査方法

参加資格要件を満たしているか審査します。

申込者が6者以上の場合は、審査項目・審査基準に基づいて審査し、5者以内を選定します。

1次審査の結果は、令和5年9月28日（木）までに全申込者に通知します。

1次審査通過者には、2次審査の日程などについても併せて通知します。

② 審査項目及び審査基準

別表1「1次審査表」のとおり

(2) 2次審査（プレゼンテーション）

① 選定方法

1次審査通過者を対象として、提案書に基づくプレゼンテーション及び質疑

応答により審査を行います。

時間配分は、プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度を予定しています。

プレゼンテーションでは、提出した提案書に基づき説明を行っていただきます。追加資料の提出や、資料の配付はできません。

評価点が満点の2分の1を超えないときは、提案採用者としません。

② 審査項目及び審査基準

別表2「2次審査表」のとおり

11 質問の受付及び回答

(1) 質問の提出方法

質問は、電子メールでのみ受け付けます。

以下の要領でメールを送信してください。

- ・件名：【いたばしの昔ばなし】公募に関する質問（事業者名）
- ・質問内容：メール本文に記載してください。
- ・送信先：「15 問合せ先（書類提出先・質問送付先）」を参照してください。

(2) 質問の受付期間

令和5年9月1日（金）から令和5年9月7日（木）17時まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年9月13日（水）15時（予定）に板橋区ホームページに掲載します。

なお、評価についての質問には回答いたしません。

12 スケジュール

募集要項の配布 募集開始	令和5年9月1日（金）
質問受付	令和5年9月1日（金）から 令和5年9月7日（木）17時まで
質問に対する回答	令和5年9月13日（水）15時予定 ※板橋区ホームページに掲載
応募書類提出期限	令和5年9月20日（水）17時まで
1次審査結果通知	令和5年9月28日（木）までに通知
2次審査 （プレゼンテーション ・質疑応答）	令和5年10月5日（木）
選定結果の通知・公表	令和5年10月11日（水）

13 プロポーザル方式結果の公表

2次審査終了後に、審査項目、審査基準、審査結果（順位、評価点等）及び評価点の内訳を公表します。また、提案採用者については、事業者名、提案価格も公表します。

14 提案書等の情報公開について

プロポーザル方式への参加申込手続以降に区に提出された書類については、東京都板橋区情報公開条例に基づき公文書公開請求（情報公開）の対象となります。条例第6条第1項第1号から第5号に該当する事項以外は原則公開となることから、あらかじめ了承のうえ提出してください。

15 問合せ先（書類提出先・質問送付先）

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区教育委員会事務局 生涯学習課 文化財係
電話番号 03-3579-2636
Eメール ky-bunkazai@city.itabashi.tokyo.jp

提出書類一覧

	項目	様式	部数
1	「いたばしの昔ばなし」絵本等制作業務委託プロポーザル方式参加申込書 ・提案金額は変更できませんのでご注意ください。	様式 1	1 部
2	提案書 ・7 ページ「提案書記載事項」をご参照ください。 ・正本のみ表紙に会社名を記載してください。	任意	正本 1 部 副本 9 部
3	会社概要書 ・会社紹介のパンフレットなどがあれば添付してください。	様式 3	1 部
4	業務実績一覧表 ・会社として制作全般を行った子ども向け絵本の実績を、出版年が新しい順に 2 5 件まで記入してください。	様式 4	1 部
5	主たる業務担当者の経歴書 ・会社の業務以外・絵本制作以外でも、本業務に資するものがあれば記載してください。 ・会社名は入れないでください。	様式 5	正本 1 部 副本 9 部
6	見積書 ・契約上限額の範囲内で「合計金額」「年度ごとの内訳金額」を記載してください。内訳も上限額の範囲内となるようにしてください。 ・会社名がわかるような表記・記述（ロゴマークなどを含む）はしないでください。 ・正本のみ会社名を記載してください。	任意	正本 1 部 副本 9 部
7	事業者の履歴事項全部証明書 ※写しの提出可		1 部
8	法人住民税納税証明書（直近のもの） ※写しの提出可 ・滞納がないこと。		1 部
9	絵本（制作実績見本） ・業務実績一覧表（様式 4）に記載した絵本のうち 1 冊を選び提出してください（2 次審査後返却します）。 ・会社名を隠してください（会社名をテープで隠したり、会社名のあるページをカバーで隠したりするなど、返却後に絵本が使用できる方法でさしつかえありません。）		1 冊
10	審査結果通知送付用封筒 ・長 3 封筒に宛名・結果通知先の住所を記載し、8 4 円の切手を貼ってください。		1 枚

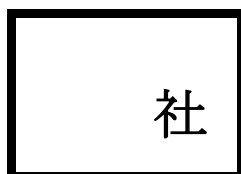
提案書記載項目

- [記載内容・順番] 下表の項目をすべて、この順番で記載してください。
- [インデックス] 各項目にインデックス(下表の1～5の番号)をつけてください。
- [書式・体裁]
 - ・ A4サイズ・横書き
 - ・ 文字サイズは原則12ポイント(表紙・見出し・表・図などは適宜変更可能)
 - ・ 各ページの下部中央に全体を通したページ番号をつけてください(表紙を除く)。
 - ・ 用紙の縦横、書体、色(カラー・モノクロ)、両面・片面印刷の指定はありません。
 - ・ ページ数の制限はありませんが、審査の都合上、簡潔にまとめてください。
- [会社名の記載] 提案書は、会社名がわかるような表記・記述は避けてください(ロゴマークなどを含む)。正本のみ表紙に会社名を記載してください。

	記載項目	内容
1	基本方針	(1)絵本が子ども(主に小学校1～4年生。以下同じ)にもたらす影響や果たす役割についての考え (2)どのような点に配慮した絵本であれば(1)が可能か
2	制作体制・工程	※絵本とデジタルコンテンツの両方について記載してください。 (1)本業務の制作体制(人数を含む) (2)年度ごとの制作工程・スケジュール
3	取り上げる4話の選定	(1)別紙委託概要書2、3(1)を踏まえ、「いたばしの昔ばなし」全53話から4話を選定する際の視点・方法(どこに着目してどのように選ぶか) (2)現時点で候補と考えられる4話とその理由
4	子どもの親近感・興味・学習へのつなげ方	※初めて板橋区の昔話に触れる子どもや、昔の板橋区について知識のない子どももいることを踏まえてご提案ください。 ※付録ページは、地図や文化財の紹介等を基本として想定しています。付録ページを含む絵本全体について記載してください。 (1)子どもたちが昔話を、現在自分の住んでいる土地に結びつく、身近なものに感じられる絵本にするための工夫 (2)子どもたちが興味を持ち、学習が広がる絵本にするために考えられる工夫
5	再話執筆者・画家(絵本)、朗読者(デジタルコンテンツ)の選定方法	(1)別紙委託概要書2、3を踏まえ、本事業に適した再話執筆者・画家・朗読者の選定方法(どのような基準で選ぶか、重視すること、持っているネットワークなど) (2)現時点で候補と考えられる再話執筆者・画家・朗読者と、それぞれの主要な経歴・強みなど(未承諾でさしつかえありませんが、実現可能な範囲であること。)

「いたばしの昔ばなし」絵本等制作業務委託事業者選定

1次審査表（参加資格要件）



【1次審査について】

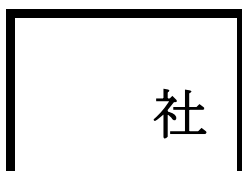
- 1 参加者が5者以内の場合は、1次審査は参加資格要件のみを審査する。6者以上の場合は、審査項目及び審査基準に基づいて採点を行い、評価点の高い者から5者を選定する。
- 2 評価点が高点の参加者が複数いる場合は、審査項目のうち上位の重要項目の得点が高い順に決定する。
- 3 1次審査通過者には、2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）の日程等詳細を通知する。

【「○」は満たしている 「×」は満たしていない】

※ 1つでも「×」がある場合は、2次審査へは進めない

	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない。
	東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）による指名停止を受けていない。
	参加者またはその役員等が以下の項目に該当しない。 ア 暴力団員等である、または暴力団員等が経営に事実上参加している。 イ 暴力団員等を雇用している。 ウ 暴力団または暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
	提出された書類の記載事項に虚偽がない。
	内訳を含め、提案金額が契約上限額の範囲内である。

「いたばしの昔ばなし」絵本等制作業務委託事業者選定
1次審査表（審査項目及び審査基準）



	審査項目	審査基準	評価対象	配点	採点
1	提案内容(概要) 【重要項目①】	区が求めている内容を理解し、実現性・実効性のある具体的な提案がされているか。 たいへん優れている 25点 優れている 20点 普通 15点 やや劣る 10点 劣る 5点	提案書	25	
2	業務実績 【重要項目②】	子ども向け絵本の制作業務実績が豊富にあるか。 25件以上 10点 20～24件 7点 10～19件 5点 1～9件 3点 なし 0点	業務実績一覧表 (様式4)	10	
3	業務担当者の知識・経験	主たる業務担当者が絵本制作の経験を有しているか。 絵本制作統括を担当した経験がある 10点 絵本制作を担当した経験がある 5点 絵本制作を担当した経験がない 0点	主たる業務担当者の経歴書 (様式5)	10	
4	提案金額	積算内訳が明確で、妥当な金額であるか。 積算内訳が明確かつ妥当である 5点 積算内訳が不明確または妥当性に欠ける 0点	見積書	5	
評価点合計				50	

※重要項目順位は、①>②とする。

※評価点が同点の場合、重要項目順位が上位の項目の点数が高い順に決定する。

「いたばしの昔ばなし」絵本等制作業務委託事業者選定

2次審査表

社

審査項目及び審査基準

	審査項目	審査基準	採点 ／配点		得点
1	提案内容 【重要項目①】	ア 基本方針 ・子どもと絵本に対する十分な理解があるか ・考え方が本事業の趣旨に合致するか。	／5点	×2	点
		イ 制作体制・工程 ・業務を滞りなく実施できる体制であるか。 ・進め方、スケジュールは妥当か。	／5点		点
		ウ 取り上げる4話の選定 ・素材となる昔話を的確に把握しているか。 ・選定の視点・方法は妥当か。	／5点	×3	点
		エ 子どもの親近感・興味・学習へのつなげ方 ・素材や子どもの現状に沿った内容か。 ・本事業の目的に沿った効果が期待できるか。	／5点		点
		オ 再話執筆者・画家の選定方法 ・本事業に適した人材を想定しているか。 ・実際に確保が期待できるか。	／5点		点
2	業務実績 【重要項目②】	子ども向け絵本の制作業務実績 〈事務局により事前に点数を記入〉	／5点	×2	点
3	業務担当者の 知識・経験 【重要項目③】	主たる業務担当者の知識・経験 ・主たる業務担当者が絵本制作の十分な智識 や経験を有しているか。	／5点		点
4	プレゼン テーション	わかりやすく、熱意や意欲が感じられるか。	／5点	×1	点
5	提案金額	積算内訳が明確で、妥当であるか。	／3点		点
6	区内事業者	法人の拠点の所在地が区内であるか。 区内事業者の活用を予定しているか。 〈事務局により事前に点数を記入〉	／2点		点
合計（100点満点）					点

※重要項目順位は、①>②>③とする。

※評価点が同点の場合、重要項目順位が上位の項目の点数が高い順に決定する。

【配点】

1 提案内容、4 プレゼンテーション

評価		配点
特に良い	区の提示した要件を満たし、かつ特に優れている	5点
良い	区の提示した要件を満たし、かつ優れている	4点
普通	区の提示した要件を満たしている	3点
やや劣る	区の提示した要件をある程度満たしている	2点
劣る	区の提示した要件を満たしていない	1点

2 業務実績

件数	配点
25件以上	5点
20～24件	4点
10～19件	3点
1～9件	2点
なし	0点

3 知識・経験

絵本制作に関する経験	配点
制作統括経験等が豊富である	5点
制作統括経験等がある程度ある	4点
制作経験等が豊富である	3点
制作経験等がある程度ある	2点
制作経験がある	1点
制作経験なし	0点

5 提案金額

評価		配点
明確・妥当 かつ特に安価である	積算が明確で妥当 かつ契約上限額より20%以上低い	3点
明確・妥当 かつ安価である	積算が明確で妥当かつ 契約上限額より10%以上低い	2点
普通	積算が明確で妥当である	1点
不明確・妥当ではない	積算が明確ではなく妥当性がない 著しく安価である	0点

6 区内事業者（育成の観点から、区内事業者の参加について配慮）

営業拠点である本社が区内にある	2点
営業拠点である本社は区内にないが、 本業務の実施にあたり区内事業者を活用する予定がある	1点
営業拠点である本社が区内にないが、 本業務の実施にあたり区内事業者を活用する予定がない	0点